

はじめに

遺言書を作る人が増えています。とりわけ自筆証書遺言書は、令和2年7月に導入された自筆証書遺言書の保管制度の効果も相まって、法務局での保管件数が年間2万375件（令和4年2月～令和5年3月）に上りました（司法統計調べ）。

加えて、公正証書遺言の作成件数もここ10年で年間9万6,020件（平成25年）→11万1,977件（令和4年）と16.7%増えております（日本公証人連合会調べ）。

さらに言えば、保管制度を利用せず自分で保管する自筆証書遺言書件数（年間1万9,576件、令和3年家裁の検認件数を目安）も合わせると総計15万1,928件にもなり、毎月、優に1万人以上の方が遺言書を作っている計算になります。

一方で、遺言書を書く人が増えるに伴い、せっかくの遺言書が使えなかったり、かえってモメてしまうケースも散見されるようになりました。実際、私は相続遺言専門行政書士という仕事柄、「遺言書を書いたので内容を確認してほしい」という依頼を多く頂きますが、一発OKだった遺言書はほとんどありません。

さて、弊事務所に全国から寄せられる相談の中で最近目立つものは、次のようなケースです。

例1)「該当不動産が記載されておらず、名義変更ができません！」と司法書士に言われた。

例2) 「ふざけないで！ お父さんがこんな遺言書を残すわけないでしょ！」と妹に言われた。

例3) 「口座番号が間違っているので預金の払い戻しはできません！」と金融機関に言われた。

例4) 「遺言書が入っていても貸金庫は相続人全員の立ち会いがないと開けられません！」と金融機関に言われた。

例1の要因は準備不足です。所有不動産の顔ぶれをよく調べずに書いてしまったため、一部の土地が漏れていました。特に自宅を遺す場合、たとえ面積が狭くても敷地が何筆にも分かれている場合があるので漏れなく記載しなければなりません。

例2の要因は遺言書を書く前の遺言者（父親）の残念な行動（言動）にあります。この父親は生前に娘（相談者の妹）に財産を遺す口約束をしていました。しかし！ 遺言書にはその記載が一切無かったのです。遺言書を見たときの娘の怒りは想像に難くありません。遺言書の内容と矛盾する行動は厳禁です。

例3の要因は遺言書を細かく書きすぎたことです。この遺言者さん（85歳）は預金口座が1つしかありませんでした。はたして遺言書に口座番号まで記載する必要があったのでしょうか。遺言書はその預金が特定できる記載で十分です。唯一の預金口座であれば、金融機関名や支店名までに留めておき、わざわざ口座番号まで書かなくても特定できたはずです。

例4の要因は書いた後の保管ミスです。特に自筆証書遺言書（自筆証書遺言書については、19ページ参照）を貸金庫に保管することは避けたほうが賢明です。大事な物は貸金庫に保管しがちですが、金融機関は契約者の死亡を知ると貸金庫を凍結します。貸金庫を開けるためには原則相続人全員の立ち会い（同意書に署名捺印）を求められます。もし相続人同士が不

仲等で全員の同意を得るのが難しければ貸金庫の中にある遺言書は取り出せなくなります。

遺言書が使えなければ相続人全員で遺産分割協議という危険な橋を渡るをえません。一人でも異議を唱えれば名義変更も払戻しも一切できなくなります。それを避けるために遺言書を書いたはずなのにこれでは何のために遺言書を書いたかわかりません。

ちなみに**例2**は遺言書で手続きは終わったものの、その後、案の定、妹から遺留分侵害額請求（遺留分侵害額請求については、24ページ参照）がありました。これを機に、兄妹は疎遠状態です。せっかくの遺言書がモメる元になってしまいました。

遺言書はただ書けばよいというものではありません。その内容がきちんと実現できる「本当に使える遺言書」となっていることが必要です。でもだからといって詳しく細かく書こうとするのは危険です。もちろん、一言一句間違えなく書き上げることができれば問題ないのですが、人間ですから間違えることもあります。

また、「本当に使える遺言書」にするためには、書く以外の行動にも注意する必要があります。それが「書く前の準備」と「書いた後のフォロー」です。これらもセットで行うことで初めて「本当に使える遺言書」になるということを知っておいてください。

私は相続遺言専門行政書士として開業以来15年以上にわたり、数多くの遺言書の添削・起案作成を行ってきました。また、遺言書による相続手続き（相続財産の払戻、名義変更）や遺言執行手続きを通してさまざまな遺言書を見てきました。「使える」遺言書、「使えない」遺言書については嫌というほど熟知しています。

本書はけっして机上の空論ではなく、実践的で、よりわかりやすい「本当に使える遺言書の取扱説明書」をお示しするものです。

遺言書の基本的な書き方はもちろん、急いで遺言書をつくりたい人や書く作業がおっくうな人向けの「ちょうどよい書き方」もお伝えしつつ、さまざまな事情に沿った条項別の文例も数多くお伝えします。

これらの文例は、ニーズのないマニアックなものは避け、私が実際お客様に起案した遺言書案の中から、特によくあるケースに絞りました。

また、本書では類書にはあまり見ない「付言事項」のケース別の文例も数多くお伝えします。経験上、モメる遺言書の多くは財産のこししか書いてありません。付言事項に家族への想い、感謝のメッセージ、配分の理由、財産に対する思い入れ等を載せることによって遺言書の内容が、より実現しやすくなります。

合わせて、「書く前や書いた後にやるべき実践的な行動」もお伝えします。せっかくの遺言書がその効果を十分に発揮できるかどうかは、ここで差が出ます。このことはぜひ、覚えておいてください。これは公正証書遺言でも何ら変わりません。

遺言書を初めて書く方、じっくり書きたい方、急いで書きたい方、書きたいけど面倒だなあと思っている方、書くかどうか迷っている方々に向けて、相続遺言専門行政書士としての生の現場経験から培った「本当に使える遺言書」の作成ノウハウをお伝えする本書を読んで頂ければ、一般の方でも自信を持って「本当に使える遺言書」を書くことができます。もちろん、冒頭のいずれのトラブルも起こりえません。

また、「親や夫に遺言書を書いてほしい」と思っているけど、なかなか言い出せないという方はぜひ本書を渡してみてください。きっと、書く人の背中を押してくれるでしょう。

それでは早速本編に進んでまいりましょう。

2024年5月

佐山 和弘